

IV 家計調査の月次結果をみる際の注意点

家計調査（二人以上の世帯の家計収支編）では、調査世帯で家計簿へ記帳された月ごとの内容（日付、収入の種類や支出の品名、用途等）を、月次結果として集計し、公表している。これにより起こり得る事象等を「月次結果をみる際の注意点」として以下に紹介する。

1 家計簿への記帳と月末の曜日

家計簿への記帳と月末の曜日には、カレンダーの要因により月次結果に振れが出てしまうことがあるため、次のような点に注意が必要である。

(1) 賞与の支給日

賞与の支給日が6月30日（月末）で金曜日の場合は、同日に支給された賞与が7月1日に家計簿に記帳されることが多くある。この場合の賞与は7月分として集計されるため、7月の賞与を増加させる要因となる。

一方、6月30日が土曜日の場合は、29日に支給された賞与が翌日に家計簿に記帳されることが多くある。この場合の賞与は6月分として集計されるため、6月の賞与を増加させる要因となる。

(2) 携帯電話通信料の口座振替日

大手携帯電話会社のうちの社は、料金の支払期限（口座振替日）を月末に設定しているが、月末が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合は、翌営業日に口座から引き落とされる。

月末が土曜日の月の場合、この会社の携帯電話を使用している世帯での口座振替日は翌々日にずれ込む影響により、携帯電話通信料への平均支出金額が減少することがある。

同様に、上下水道料、他の税に分類される自動車税、固定資産税等についても、月末の曜日の影響を受けることがあるため、注意が必要である。

2 家賃と持家率

家賃地代をみると、平成19年1月以降、対前年同月比が名目、実質とも連続して減少しているが、家賃の平均支出金額の変化をみる際は、次のような点に注意が必要である。

家計調査では、調査世帯が実際に支払った金額を品目ごとに家計簿に記帳している。調査結果は、それらを当該品目の支払い（購入）が無かった世帯も含むすべての調査世帯で平均した金額である。家賃も同様で、現住居が持家で家賃の支払いの無い世帯^{注1)}も含んだ平均の金額となっている。したがって、家賃の1世帯当たり平均支出金額は、家賃価格の変化や住居の広さなどの質の変化のほか、持家率の変化が影響する。

ちなみに二人以上の世帯のうち勤労者世帯について世帯主の年齢階級別に最近の持家率の推移をみると、30歳未満の世帯を除く世帯で持家率が上昇しており、全体の持家率を引き上げている。また、人口の高齢化に伴い持家率の高い60歳以上の世帯の割合が増えており、これも全体の持家率の上昇に寄与している。

3 光熱・水道費の利用と支払

光熱・水道費の支払いについては、利用（購入）月と支払月に違いがあるため、光熱・水道費の月次の変化をみる際は、次のような点に注意が必要である。

家計調査では、光熱・水道費の支払いについては、請求やメーターの検針があった日ではなく、調査世帯が実際に支払った日（口座振替の場合は口座振替日）に家計簿に記帳される。

したがって、8月の電気使用量が前年同月に比べて多かったとしても、家計調査では、その結果は支払月となる9月分に表れる。最近の月別支出金額を平均してみると、9月の方が8月よりもやや多い傾向がある。ガス代も利用月と支払月が1か月ずれ、2月の支出が最も多く、9月の支出が最も少ない傾向がある。また、夏場に利用がやや多くなる上下水道は、一般に2か月に一度の検針となることから、10月の支出金額が年間で最も多い傾向がある。

4 住居等を除く消費支出

家計調査では、消費支出の実質増減率を個人消費の動向をとらえるための指標として公表している。しかし、同調査は標本数が約8,000世帯の標本調査であるため、その月次結果は一時的に大きく変動することがある。また、家計調査の消費支出とSNA（GDP統計）の家計の最終消費支出とは一部の概念が異なっている。そこで、個人消費の動向をよりの確にとらえるための参考指標として、「家計調査報告（月報）」に、「住居」、「自動車等購入」、「贈与金」及び「仕送り金」の4項目を除いた消費支出の対前年同月実質増減率を掲載している。上記4項目を除く理由は以下のとおりである。

- (1) 家計調査の項目のうち「住居」の「設備修繕・維持」や「交通・通信」の「自動車等購入^{注2)}」については、高額で購入頻度が極めて低いため、月々の結果では大きく変動することがある。
- (2) 家計調査の項目のうち「住居」の「設備修繕・維持」については、SNA（GDP統計）ではこれを住宅サービスを生産するための中間投入とし、家計の最終消費支出には計上していない。また、SNA（GDP統計）では「持家の帰属家賃」を推計して家計の最終消費支出に算入しているが、家計調査ではそのような扱いをしていない。
- (3) 家計調査では消費支出（「その他の消費支出」）として扱っている「贈与金」及び「仕送り金」については、SNA（GDP統計）では家計の最終消費支出には含まれていない。

5 低下傾向にある12月の消費支出

家計調査で公表している各月の1世帯当たり平均の消費支出金額は、気候、社会の制度や慣習などによって、季節的な変動が生じる。例えば、消費支出金額^{注3)}は年末賞与

が支給されることや年末年始用の食材購入等が増えるため、1年のうち12月が最も多い傾向がある。

しかしながら、12月の消費支出金額の1～11月平均に対する倍率の推移をみると、平成2年ごろまでは1.4倍前後であったが、その後は低下する傾向にあり、最近では1.2倍前後となっている。

このような傾向は、クレジットカードの普及により年末賞与が支給される前に耐久財などを購入する世帯が多くなったこと、スーパーなどで年始の閉店期間が短くなり年末に買い置きをすることが少なくなったこと、お正月用品の購入が少なくなったことなどによるとみられる。

6 うるう年における2月分の消費支出

1世帯当たり1か月平均の消費支出金額は、月ぎめの品目を除き1か月間の日数の影響を受ける。通常は1か月間の日数は月によって固定しているため、前年同月比をみる際に日数の影響はない。

しかし、4年に1度訪れるうるう年の2月の日数は29日で、通常の年の2月(28日)に比べて1日多くなっており、月ぎめの品目を除き、消費支出金額や内訳の前年同月比をみる際には注意が必要である。

注1) SNA(GDP統計)では、持家世帯も借家と同様にサービスが生産され消費されるとみなし、市場家賃で評価した帰属計算上の家賃(持家の帰属家賃)を家計の最終消費支出に計上しているが、家計調査ではそのような対応をしていない。

注2) SNA(GDP統計)の四半期速報(QE)では、家計の最終消費支出の中の「自動車購入」は供給側の統計(経済産業省・生産動態統計調査)を使って推計している。

注3) こづかい、贈与金、他の交際費及び仕送り金を除く。